

# 東弁副会長になって



副会長 黒岩 哲彦 (33期)

主な担当業務

総会、常議員会、懲戒、綱紀、総務、  
裁判員制度センター、刑事弁護、  
子どもの人権と少年法

副会長に就任して3ヶ月になります。これまでの事件活動が中心であった生活と違い、弁護士会の会務が中心の生活です。東弁会務を支えているのは委員会活動ですが、会員の献身的な活動を改めて実感しています。

### 東弁の将来構想について

2008年度の山本剛嗣会長は、総務委員会に対し、東弁の将来構想について諮問をしました。司法試験合格者が仮に年間に2100から2500名に推移したとしても、東弁には毎年450～500人前後が増え続け、10年後には1万人程度になると予想されます。会館の容量、会活動・研修の発展等と職員の増加、それに関連する財政問題、若手会員の状況と会務活動への参加、民事・刑事関係のニーズと業務等について検討すべき課題があり、ひいては弁護士会のあり方、役割、会内合意形成の方法を含めて検討しなければなりません。現在、総務委員会内に将来構想プロジェクトチームが設置され、①意見集約・会内合意、②会館、③財政・会費、④業務・研修、⑤市民の信頼確保、⑥若手対策などをテーマに検討を続けています。会員はもとより、市民の意見を伺いながら、検討を深めていきたいと思えます。

### 改正検察審査会法の施行

裁判員制度が開始した5月21日に、改正検察審査会法が施行されました。検察審査会法は1948年7月12日に施行され、これまで審査した事件は15万件に上り、検察審査会が審査した結論に基づいて、検察官が再検討の結果起訴した事件は1,300件を超えるとされています。しかし、例えば、明石花火大会事件では、明石

警察署の当時の署長と副署長は不起訴とされ、神戸検察審査会が2度にわたって「起訴すべきだ」と議決しましたが、検察の判断は変わらず、刑事責任を問われていません。司法改革審議会意見書は「公訴権行使の在り方に民意をより直截に反映させていく」と提起したのを受けて、今回の改正で「起訴議決制度」が導入されました。①【第二段階の起訴議決に基づき公訴が提起される制度の創設】第一段階の審査において起訴を積極的に求める起訴相当議決をしたのに対して、検察官が、当該議決の事件について、再度不起訴処分をしたときや一定の期間内に公訴を提起しなかったときは、検察審査会は改めて第二段階の審査を行わなければならない、その審査において、改めて起訴を相当と認める起訴議決をすることにより、その場合は、起訴議決に基づいて公訴が提起されることになります。②【指定弁護士】起訴議決後の公訴提起及びその維持に当たるのは、裁判所に指定された指定弁護士とされました。③【審査補助員制度】検察審査会は、必要と認めるときは、弁護士のうちから、審査補助員を委嘱することができることとされました。また、第二段階の審査においては、審査補助員を委嘱しなければならないとされています。

東京三弁護士会では、各会で「審査補助員・指定弁護士候補者名簿」を作成することになり、名簿登載要件を、①審査補助員は、弁護士経験3年を超える者又は法曹経験7年を超える者で、日弁連もしくは東弁の研修を受講した者、②指定弁護士は、法曹経験7年を超える者で、日弁連もしくは東弁の研修を受講した者とする合意をしました。

東弁は、これまで以上に検察審査会制度の適切な運営に努力したいと思います。